

## 県民健康調査「甲状腺検査」の概要について

チヨルノービリ（チェルノブイリ）原発事故において、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されている。福島県はチヨルノービリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いとされているが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に甲状腺検査を実施している。

### 1 検査期間及び対象

検査区分	期 間	対 象
先行検査 （甲状腺の状態を把握） <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 10px;">終了</span> </div>	平成23年10月～ 平成26年3月	震災時福島県にお住まいの概ね18歳以下であった方（平成4年4月2日～平成23年4月1日生まれの方） <b>【約37万人】</b>
本格検査（検査2回目） 本格検査（検査3回目） 本格検査（検査4回目） 本格検査（検査5回目）※ （先行検査と比較） <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 10px;">終了</span> </div>	平成26年4月～ 令和5年3月	上記の方に加え、 平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方 <b>【約38万人】</b> ・20歳を超えるまでは2年毎、それ以降は25歳、30歳などの5年毎に検査を実施する。
本格検査（検査6回目） （先行検査と比較） <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 10px;">実施中</span> </div>	令和5年4月～	

※本格検査（検査5回目）は新型コロナウイルス感染症の感染流行を考慮し、2年間から3年間に計画を変更して実施。なお、二次検査については現在進行中である。

### 2 検査場所

区 域	年 齢（各年度4月1日時点）	検査会場
県 内	0～5歳（未就学児）	※平成30年度から該当者なし 県内検査実施機関 <sup>※1</sup> 公共施設等の一般会場 <sup>※2</sup>
	6～17歳（小中高校生相当）	※令和6年度から小学生該当なし 主に各学校 <sup>※3</sup>
	18歳以上	公共施設等の一般会場 <sup>※2</sup> 県内検査実施機関 <sup>※1</sup>
県 外	全年齢	県外検査実施機関 <sup>※1</sup>

※1 福島県立医科大学と協定を締結した協力医療機関（令和5年9月30日現在）

	県内検査実施機関	県外検査実施機関	備 考
一次検査	85 か所	141 か所	
二次検査	6 か所	39 か所	福島県立医科大学を含む

※2 公共施設などの一般会場での検査を県内7方部で実施（休日・夜間を含む）

※3 市町村および教育委員会の要請により平成23年11月から開始

### 3 検査方法等

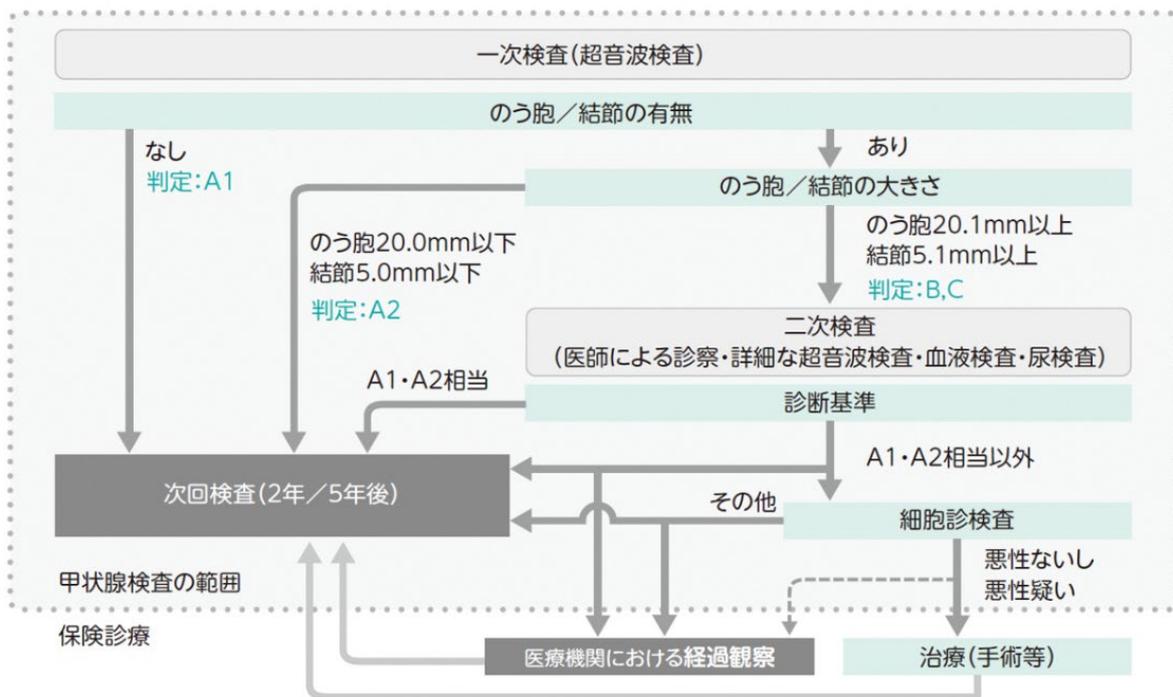
#### (1) 一次検査（超音波画像診断装置による検査を実施）

判定区分（B，C判定が二次検査の対象）	
A判定（A1）	：のう胞や結節を認めない
（A2）	：20.0mm以下ののう胞や5.0mm以下の結節を認める
B判定	：20.1mm以上ののう胞や5.1mm以上の結節を認める （A2の判定内容であっても、甲状腺の状態等から二次検査を要すると判断した方については、B判定としている）
C判定	：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要する

#### (2) 二次検査

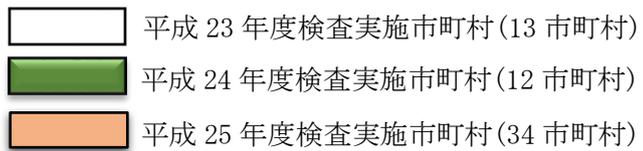
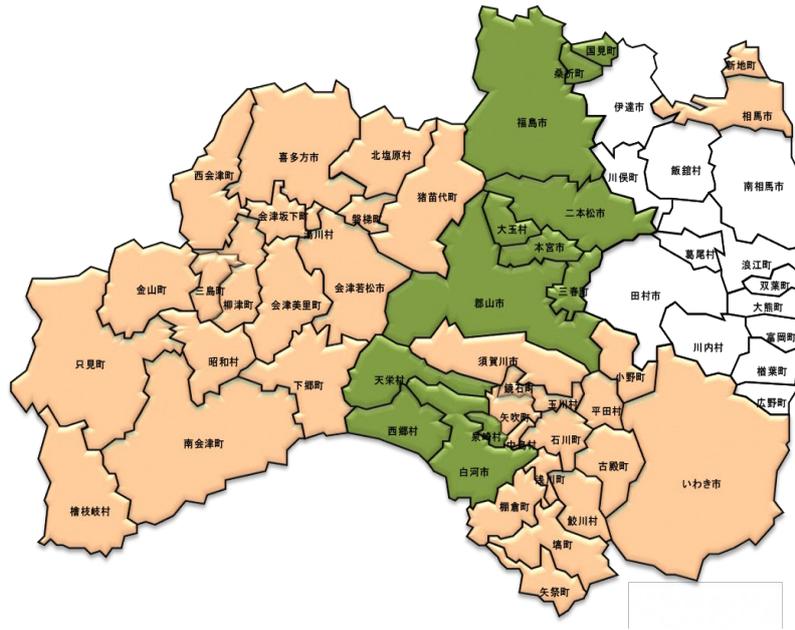
一次検査でB，C判定となった方について、医師による診察、詳細な超音波検査、血液検査（甲状腺ホルモン測定）、尿検査（尿中ヨウ素）を二次検査実施機関において実施。医師が必要と判断した場合、穿刺吸引細胞診も実施する。

#### 【検査の流れ】



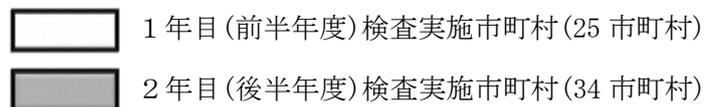
#### 4 一次検査の検査年度と対象市町村

##### (1) 先行検査（平成 23～25 年度）における年度別検査対象市町村

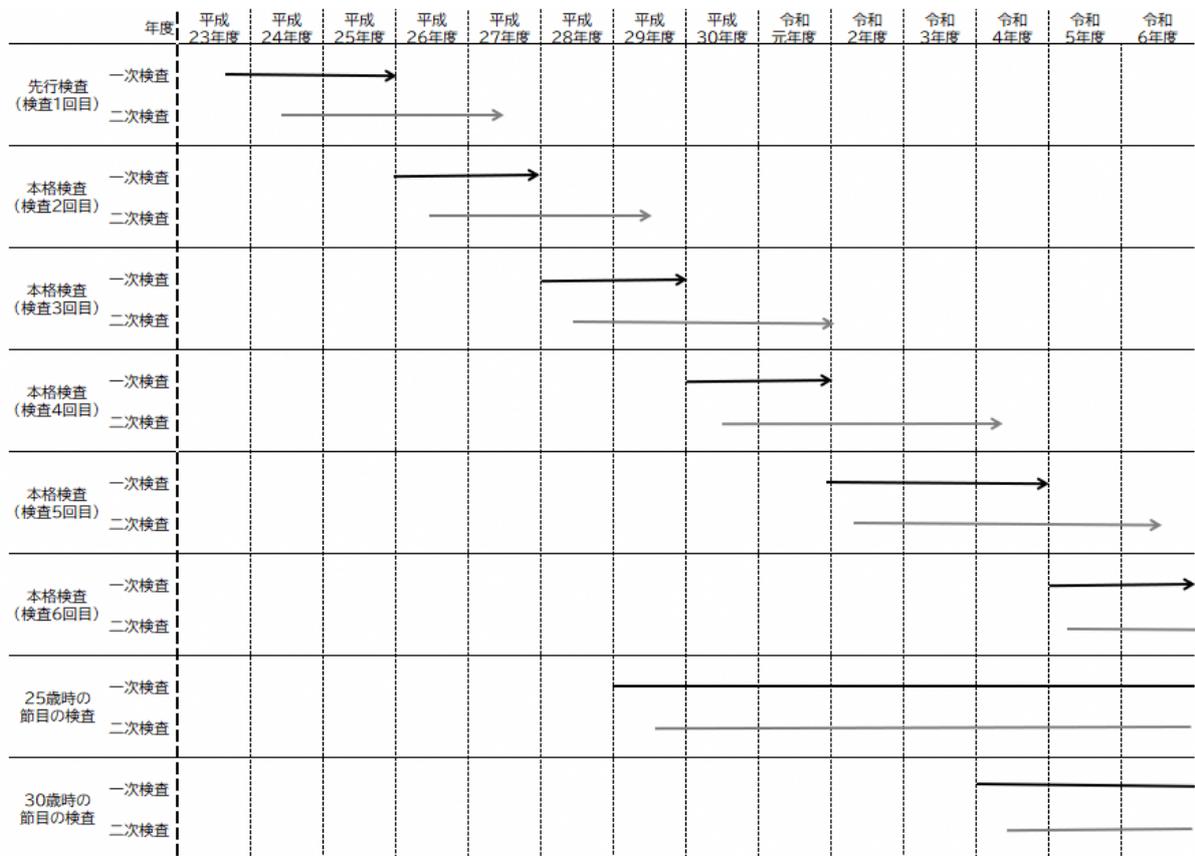


##### (2) 検査 2 回目（本格検査）以降における年度別検査対象市町村

- ・ 20 歳を超えるまでは福島県内の 59 市町村を 2 か年度に分けて、市町村ごとに検査を実施。
- ・ それ以降は市町村の枠組みをなくし 25 歳、30 歳等の 5 年ごとに検査を実施。  
(平成 29 年度以降実施)



◎参考【甲状腺検査の推移】



※主に矢印の期間で検査を行った。